

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 23 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- | | | |
|-------------|------------------------|------|
| (1) 工 事 名 | 左右衛門排水機場電気設備改修工事 | |
| (2) 工 事 場 所 | 高知市高須 379 番地 3 | |
| (3) 工 事 概 要 | 1 運転操作設備工 | 1 式 |
| | (1) No. 2 主ポンプ操作盤の改修 | 1 式 |
| | (2) No. 2 主ポンプ現場操作盤の改修 | 1 式 |
| | (3) 補機盤の改修 | 1 式 |
| | (4) 燃料移送ポンプ盤 | 1 面 |
| | (5) コンプレッサー盤 | 1 面 |
| | 2 特殊電源設備工 | 1 式 |
| | (1) 直流電源盤用蓄電池 | 2 個 |
| | (2) 自家発始動用蓄電池 | 12 個 |
| | 3 既設設備撤去工 | 1 式 |
| | 4 機器据付及び配管配線工 | 1 式 |
| | 5 試運転調整 | 1 式 |
| | 6 その他上記に伴う諸工事 | 1 式 |
| (4) 完 成 期 限 | 令和 8 年 2 月 28 日 | |
| (5) 予 定 価 格 | 事後公表する。 | |
| (6) 最低制限価格 | 有（事後公表する。） | |

【計算式】機器費の 90.7%＋直接工事費の 97%＋共通仮設費の 90%＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）の 90%＋一般管理費等の 68%

※設定範囲及び端数処理については、高知市総務部契約課ホームページ内 入札・契約制度について【建設工事の最低制限価格の算定方法の改正について（令和 4 年 4 月 1 日以降）】を参照のこと。

2 本工事は高知市「週休 2 日制工事」実施要領における週休 2 日制工事（月単位）である。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入 札 参 加 形 態	単体
地 域 要 件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業 種	電気工事
格 付 等 級	公告日時点における格付等級がC、B又はD級の者（D級については、公告日時点の格付にかかる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における電気工事の2年（又は3年）平均完成工事高800万円以上）
許 可 区 分	特定又は一般
資 格 等	特別管理産業廃棄物管理責任者（自社社員に限る）を配置できる者
施 工 実 績	次の1又は2いずれかの要件を満たす者 <u>1 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</u> (1) 平成22年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 (2) 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 (3) 受注形態が単体又は出資比率15%以上の共同企業体であること。 (4) 雨水ポンプ場、排水機場、水道施設（下水処理場、浄水場等）又は清掃施設（ごみ処理、し尿処理施設等）にて、プラント設備に係る電気設備工事（受変電設備、運転操作設備、監視制御設備、自家発電設備等）を新設、又は改修した工事であること。 <u>2 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。</u> (1) 平成22年4月1日以降に、元請又は下請として完成・引渡しが完了したものであること。 (2) 受注形態が単体又は出資比率15%以上の共同企業体であること。 (3) 最終請負金額（税込）が500万円以上であること。（ただし、共同企業体による施工の場合は実績請負金額は出資比率により按分した金額とする。） (4) 電気設備工事を新設、又は改修した工事であること。
配 置 技 術 者	次の要件をすべて満たす者 1 本工事の許可業種に係る建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者（監理技術者として従事する場合は、電気工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。） 2 雇用については、入札資格要件確認の時点で雇用されていること。なお、請負代金が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となる場合は配置技術者は専任で配置することとし、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。
手 持 工 事	手持ち工事の状況による条件は設定しない

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第7項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。 なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務部契約課
---------	---

	にFAX又は持参により速やかに提出すること。	
設計図書の閲覧	期 間	令和7年10月23日8時30分から開札日時まで
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
電子データの閲覧	期 間	令和7年10月23日から開札日まで
	場 所	高知市総務部契約課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和7年10月23日8時30分から同年10月30日12時00分まで
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提出方法	FAX又は持参により提出（郵送は認めない。）
	回答時期	令和7年11月5日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市役所本庁舎3階契約課において閲覧に付するとともに、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。
入札方法等	本工事は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（システム入力による） 2 工事費内訳書
	提出書類 受付期間	令和7年11月6日 8時00分から 令和7年11月10日 17時00分まで <u>質疑回答を確認の上、提出すること。</u>
開 札	開 札 日 時	令和7年11月11日 9時30分
	開 札 場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
確認書類の提出 （落札候補者のみ）	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提出書類	入札資格要件確認書 <u>速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提出方法	持参に限る。
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定	
入 札 保 証 金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契 約 の 保 証	必要	
契約条項を示す場所	高知市役所本庁舎3階契約課	

3 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額にて入札すること。

4 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（平成27年9月1日施行）及び高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日施行）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続を行った者の間において、要領第4項第6号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者は入札参加資格を認めない。

い。

- (4) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市電子入札運用基準第 13 条第 3 項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (5) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (6) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (7) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - ア 要領第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号又は第 11 号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (8) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (9) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (10) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (11) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払によるいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (12) その他の条件については、要領に示すとおり。

5 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目 1 番 45 号（高知市役所本庁舎 3 階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp